

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。平成30年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】【平成30年度決算額】地方消費税交付金	126,559 千円
うち引き上げ相当分(社会保障財源化分)	58,667 千円
【歳出】 社会保障施策に要する経費	1,451,712 千円

区 分	事業費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉費	社会福祉事業	78,295	1,888	2,424	9,700	0	734	63,549
	障がい者福祉事業	202,167	84,845	60,143	300	9	10,053	46,817
	高齢者福祉事業	49,487	0	3,144	32,700	2,674	2,470	8,499
	児童福祉事業	540,775	152,155	76,835	18,400	97,930	19,622	175,833
	後期高齢者医療事業	94,006	0	0	0	0	4,700	89,306
	小 計	964,730	238,888	142,546	61,100	100,613	37,579	384,004
社会保険費	国民健康保険事業	67,362	9,518	29,579	0	0	3,079	25,186
	介護保険事業	121,674	607	303	0	0	5,678	115,086
	後期高齢者医療保険事業	33,851	0	20,099	0	0	1,392	12,360
	小 計	222,887	10,125	49,981	0	0	10,149	152,632
保健衛生費	保健衛生事業	193,331	557	650	0	83	7,464	184,577
	健康増進・予防事業	70,764	105	454	0	140	3,475	66,590
	小 計	264,095	662	1,104	0	223	10,939	251,167
合 計	1,451,712	249,675	193,631	61,100	100,836	58,667	787,803	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する経費のうち充当対象経費(事務費や職員の人件費を除いたもの)の比率に応じてあん分し充当しています。